

第3号様式

令和6年度第4回船橋市市民協働推進委員会 会議録

- 1 開催日 令和7年3月26日（水）13時30分～16時30分
- 2 開催場所 市役所9階 第一会議室
- 3 出席者
 - （1）委 員 大間委員、影山委員、小出委員、粉川委員、神宮委員、
田久保委員、橋本委員、早川委員、村尾委員
 - （2）事務局 丹野市民生活部長、松丸市民協働課長、石毛市民協働課長補佐
矢田市民協働係長、富沢主事、小山主事
- 4 欠席者 秀委員
- 5 議題
 - （1）市民協働推進委員会について
 - （2）市民協働の概況と最新動向について
 - （3）当市における市民協働の現況と今後の推進について
 - （4）今後のスケジュール、次回会議日程について
- 6 傍聴者数 1名
- 7 その他
次回、令和7年度第1回市民協働推進委員会は、令和7年5月28日（水曜日）
午前9時30分から、市役所本庁舎9階第1会議室にて開催予定
- 8 問い合わせ先
船橋市 市民生活部 市民協働課 市民協働係 電話047-436-3201

○事務局

第4回船橋市市民協働推進委員会を開催します。本委員会は、船橋市情報公開条例第26条の規定に基づき公開となります。加えて、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱により、本協議会の会議録は、発言者の氏名を記して公開することとなりますことをご了承ください。本日は、傍聴者の申し出が1名おりますので、入室させます。

(傍聴者 入室)

本日の会議でございますが、委員10中、8名の委員のご出席をいただいております、委員の3分の2以上の出席がございますので、船橋市市民協働推進委員会運営要綱第5条第2項の規定によりこの会が成立しておりますことを報告します。

それでは、会長、副会長、恐れ入りますが前の席にお移り下さい。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

資料1 市民協働推進委員会運営要綱

資料2 船橋市市民協働推進委員会委員名簿

資料3 市民協働の概況と市民動向について（非公開）

資料4 当市における市民協働の現況と今後の推進について

資料5 協働事業等の調査結果について

資料6 令和6～8年度市民協働推進委員会スケジュール

別紙参考資料として

「船橋市市民協働の指針～市民参加と協働のまち船橋～」

「市政への参画・協働事業に関する調査要領および調査結果」

をお配りしています。資料の不足等はありませんでしょうか。

なお、資料3については非公開資料となりますので、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱に基づき、傍聴者につきましては傍聴席のみでの閲覧とし、会議終了後に回収させていただくことをご了承ください。

それでは、資料1「船橋市市民協働推進委員会運営要綱」をご覧ください。

要綱第1条では、「推進委員会は、市民との協働によるまちづくりに向けた施策の推進を目的として設置する。」としております。また、第2条で所掌事項を規定していますが、本日以降、お手元にもお配りいたしました「船橋市市民協働の指針」の改定を含む、協働の推進に係る事項についてご審議頂きたいと考えております。なお、同条第2号の船橋市市民公益活動公募型支援事業の判定につきましては、10月以降にご協力いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。資料の確認と当推進委員会についての説明は以上です。

続いて、船橋市市民協働推進委員会運営要綱第5条には、「会長が、会議の議長になる」と規定しております。本日のこれ以降の進行につきましては、粉川会長にお願いしたいと思います。粉川会長、よろしくお願いいたします。

○粉川会長

それでは、早速ですが、市民協働推進委員会を始めてまいります。先ほどお話にありましたが、今回からメンバーが倍増という形になり、非常に重要な内容に関しまして、私たちはこれから1年間議論をしていくという非常に重い責任を背負ってしまいましたが、次第に沿って会議を進めてまいりたいと思います。

次第(2)市民協働の概況と最新動向についてでございます。一旦事務局に戻します。

○事務局

今後皆様に市民協働の推進についてご審議頂くこととなりますが、まずは、

「市民協働」についてのご理解を深めていただきたく、この分野を専門に研究されている、会長の粉川様よりお話頂きたいと思います。それでは粉川会長、よろしく申し上げます。

(粉川会長講義 非公開)

○事務局（矢田係長）

船橋市市民生活部市民協働課の矢田と申します。私からは、粉川会長のお話に続き、当市における協働の現況と今後の推進についてお話させていただきます。お手元に配布をしております船橋市市民協働の指針「市民参加と協働のまち船橋」の概要について要点を絞りながらお話をさせていただきます。資料4、5および別紙参考資料をご覧いただきながらお聞きください。全体の流れといたしましては、現行の指針の概要を説明させていただき、次に当市の市民参加と協働に関わる施策等の取り組みについて、当市の現況や市としての位置付け、調査結果について説明させていただき、最後に現行指針の課題と今後の推進について、お話をさせていただきます。

では、早速、市民協働の指針の概要についてですけれども、お手元に配布してあります市民協働の指針の要点を絞りながら進めてまいります。先ほど粉川会長の方からもお話ございましたが、背表紙に現行版の指針を作る際に市民協働推進協議会という組織を設立し、委員の皆様にご議論いただいております。その意味で、協働によってこの指針も作成されたということとして、今回の改定につきましては、今この場にいらっしゃる皆様、推進委員会の委員の皆さんのご意見をいただきながら、一緒に作っていきたいと考えております。この指針はですね、簡単に申し上げると、特徴といたしましては、専門用語をなるべく使わずに船橋の協働の定義づけをしているということや、イラストや図を使って市民にわかりやすいものにしており、事例の紹介などを通してイメージを持ってもらうと

というような、「わかりやすさ」というところが特徴として言えるのかなと思います。他市のいろいろな指針でしたり、計画などを見ても、ここまでイラストが入って絵が入って文字が少ないというのは、なかなか珍しいかなと思っていました、これは前回の委員の皆様からのご意見をもとに作られたものとして、非常に良い点だと思っています。続いて、この指針のキーワードですけれども、表紙にもございます通り市民参加と協働のまち船橋ということで、「市民参加」「協働」というこの2つがキーワードの指針になっております。市民参加とは何でしょうかということで、この指針の中で、どのように位置づけられているかということですが、指針の1ページをご覧ください。これまでの船橋のまちづくりは、町会自治会や市民団体、産業団体など、多様な主体によって支えられてきたことから、まちづくりは、市民1人1人が主役であるということを示しております。指針の2ページ目に、まち作りの基本は市民参加からということで、船橋のまちづくりは、1人1人の市民参加からはじまるということを示しています。では、この市民参加というものが具体的にどのようなことかというのがこの指針では描かれておりますが、同じく指針の2ページ目、市民参加の流れということで例示をしております。市民参加の最初のきっかけの具体例といたしましては、広報誌を読んだり、町会自治会の行事に参加したり、PTAの役員になった、ボランティア活動をした、市の公募委員に応募したなど、市民参加の最初のきっかけは身近なものだということを感じていただけるような表現にしております。最終的な流れとして、船橋をより良くするために行動しましょうということを見据えた構成になっております。指針の3ページには、市民参加と協働のお話を雪が降った日の事例を挙げております。身近に市民参加と協働イメージしてもらう事例です。私、今日の日先立ちまして、自分の中学校2年生の娘と小学校4年生の娘にお互い協力することのイメージを持てる身近なことって何って聞いてみたんです。模範解答じゃないんですけど、子どもたち2人から「雪かき」って言われてまして、この指針は身近な例としてきちんと示しているのかなと思いました。ここ

にはお年寄りのご家庭と小さなお子さんがいる家庭が協力し合って、一緒に協力して雪かきしましょうということで、他人を思うことが市民参加であって、実際に協力しあう協働という事例を挙げています。できることが増える、課題解決の可能性が広がるという事例を示しております。この協働というものがどう位置付けられているかということですが、先ほども会長にご案内をいただきましたが、船橋における協働の定義は、「多様な主体同士が船橋をより魅力あるまちにするための共通の目的に向かってお互いに対等な立場で連携協力すること」としております。この共通の目的というワードと対等な立場という二つワードは、船橋の協働の基本原則として指針に書かれております。先ほどの、コレクティブインパクトの要素に近い話がここにも含まれているかなと思います。指針の4ページには、協働の主体の例として、まさに多主体、まちを構成するいろいろな団体、個人も含めて、こんなにも主体があるんだよということでこのように例示をしております。個人、町会自治会などの地域団体、公共的団体・市民団体等々がございます。指針の5ページには協働のイメージとして、このような概念図で示しておりますけれども、船橋をより魅力あるまちにする共通の目的を中心に据えて、同じ方向に向かって皆が中心に向かってベクトルを合わせて連携していくというイメージでございます。続いて、指針の6ページには、これも先ほどご紹介がございました山岡先生ですかね。協働の形態というか類型で、このような民間と行政がそれぞれ担う領域というものを両極端に右側左側に示した上で、グラデーションのように、協働の領域を場合分けしてお示しをしております。先ほどの山岡先生の図と少し違うところが、A2と書かれている民民協働が入っているところかなと思います。指針の7、8ページでは、市が主体となる部分であったり、民間が主体となる部分、共に主体となる部分の中で、主な事業の類型を例示しております。指針の9ページには、協働が広がってきた歴史的背景が書かれております。ここも先ほど会長の方からお話いただきましたが、NPO元年と呼ばれる阪神淡路大をきっかけに法の施行や、震災があって協働がよ

り広がってきたという背景が書かれています。指針の10ページには、協働が必要とされる社会的背景、例えば、I Tと書かれています。DXとか、デジタルとかそんな言い方が多くなってきましたが、I Tに代表されるような、複雑化・高度化する課題が増えてきたや、サービスの受け手担い手の双方が多様化しきて、LGBTQといったような新たな言葉が生まれてきた社会背景を捉えています。あとは超高齢社会、人口減少社会の到来などが、今後の協働の必要性というものを示唆する社会的背景として書かれています。この人口減少社会については、この指針を作ったのが平成30年3月発行なんです。平成28年からこの協働推進協議会は、組織をして議論を進めており、ちょうどこの頃に船橋市人口ビジョンというものを作っていて、地方創生のための戦略計画を各自治体で作らなさいといったときに、この人口ビジョンが作られていて、それに基づく人口推計がこの指針には描かれています。現状は、人口のピークなどずれが生じているところです。指針の11ページには、協働から期待される効果ということで、地域活動への関心が高まる、それぞれの主体がより活性化する、まち作りの理解が深まる、共感を得られる、新たな気づきから新たな価値の創出が期待できるといったような効果を掲げております。こういった流れで、市民一人一人がまち作りの主役であり、市民参加と協働によって船橋をより魅力あるまちにしようというのが、この指針が示しているところでございます。ここで、指針の話を少しおきまして、船橋市の協働の具体例をご紹介します。一つは、実行委員会形式で行われている船橋ミュージックストリートです。船橋の最大級の音楽イベントとして様々な地元のミュージシャンであったり企業・行政が音楽でまちを元気にするという共通の目的に向かって実施をしている事業です。共通の目的に向かって取り組んでいるというのがポイントです。続いて、事業協力形式で行われている船橋エコカレッジ事業というものです。こちらは、自然環境について学び、生物多様性の取り組みをしていただく市民リーダー、団体の後継者の育成などを目的としています。このエコカレッジに参加した学生さんが実際の団体さんの

里山保全活動に参加したり、大学の先生の生物多様性の講義を聞いていただいたりという形で体系的かつ実践的に講座を実施している事業です。では、続いて当市の取り組みにつきましてご案内いたします。市民協働課の主な政策概要というところで、市民参加と協働の施策概要をまとめました。もちろん市民協働の指針というものが、裏建てとしてございまして、その中に大きく「環境作り」「体制作り」という形で進めております。環境作りという点では、まずは市民参加のための情報を知らせるということから始まり、イベントや啓発事業などを通じて参加を促し、参加する主体同士を繋げることや、主体の活動を支えるといったことなどにより、環境づくりを進めております。体制作りの点では、行政職員が協働の意識醸成のための研修を通じて学ぶことや、庁内の推進体制の整備、市の各課が行っている協働事業の調査、さらには、この市民協働推進委員会の設置運営によって、体制作りを進めております。具体的な内容を少しご覧いただきたいと思います。まず市民公益活動公募型支援事業ですが、ここにいらっしゃる皆様にも、10月以降に判定にご協力いただくことになりますけれども、団体から提案のあった事業のうち、公益性などが認められたものに経費の一部を支援するという補助金の制度です。こちらの採択団体数をグラフでご覧いただきますと、令和元年あたりが、底になっているわけですが、それ以降に制度の改正や周知強化などに取り組んでまいりまして、令和6年度は17団体に実施をさせていただいております。次年度令和7年度の実施団体も既に決定をしております、13団体が採択になっております。続いて、市民活動サポートセンターですが、他市でも同じような施設を運営しておりますけれども、船橋ではフェイスビル5階に市民活動サポートセンターという施設がございます。これから市民活動を始めたいという方や既に活動をしている方に対して、活動や交流の場を提供しております。こちらの登録団体数は、令和6年3月末時点では、408団体という状況です。このサポートセンターの運営にあたって、サポートセンター運営協議会という協議会を設置しております。広報誌「しみんりよく」の発行や、市民

活動に関するなんでも相談窓口、その他市民の啓発事業、団体の運営のヒントとなる講座などの実施において、運営協議会の皆様にご協力をいただきながら進めております。このサポートセンターに登録する市民活動団体の活動ってどんなものがあるのかということで、ここに事例を挙げております。例えば、船橋周辺のゴミ拾いをしている団体や、野良猫の被害の減少を目的とした地域ねこ活動、環境保全・地域温暖化防止のための出前講座をしている団体、ホテルの生息調査や環境整備、里山緑地の保全活動などが一例としてございます。続いて、ふなばし夏のボランティア体験事業です。こちらは、中学生以上の生徒学生が、市内の団体や福祉施設、公共施設などでボランティアを体験できる事業です。この事業は、平成26年の市長に中学生が提案できるといったことも未来会議室という事業の中で、実際に中学生から提案があって実現した事業でございます。平成27年度から開催をしまして、参加者が増加してきた事業で、学生の意識の高さが感じられる事業となっております。令和2年度はコロナの関係で開催を中止しておりますので、データが抜けております。その他、ふなばし市民活動フェアを開催しております。市内の活動に触れていただき、参加のきっかけとしてもらうイベントです。こちらは学生さんというよりは、広く市民一般を対象にしております。令和6年度は、12月に開催しましたが、72の団体が活動の紹介をし、パネルやブースで活動紹介をしていただき、560名の市民の方にご参加いただきました。続いて、ふなばし市民力発見サイト。こちらは、市内で活動する公益的な活動を行う団体や個人の情報を発信するポータルサイトです。先ほどのサポートセンターの登録団体も含めまして、576件の登録がございます。このサイトで発信できる情報としては、団体さんの活動内容やイベント情報ですとか、ボランティア募集の記事を掲載することができます。また、ボランティアスタートアップという市の取り組みも実施をしております。このサイトに掲載されたボランティアに参加された方が市にレポートを提出いただければ、ボランティア活動証明書を発行するという取り組みです。続いて、当市の各現状に

ついて市民活動の位置づけについてお話をさせていただきます。補足ですが、この市民活動という言葉は、船橋市の市民活動サポートセンター条例の中で、「市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動」と定義付けしております。市民活動という言葉は、市によっていろいろ定義が異なったり、そもそもその言葉を使わなかったり、千葉県なんかですと県民活動という言葉は、あまり推していなかったりと、自治体の差が結構あるというものでございます。位置づけはと申しますと、第3次船橋市総合計画が令和4年度に施行されておりますが、この総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画という3層構造になっております。上位にございます基本構想は、将来の本市のあるべき姿や基本的な方向性を示しており、「多様な主体との協働」は基本姿勢として位置づけられております。目指すまちの姿は、5本柱で構成されておりますけれども、「多様な主体との協働」はこれらの基本的な土台となるとして位置づけられています。総合計画の基本計画は、基本構想を実現する施策体系を定めたもので、24の施策を掲げております。その中の位置づけとしましては、市民活動の施策がありまして、先ほどの目指すまちの姿の5本柱のどの分野にも関連する横断的な分野の位置づけになっております。これは市民の皆さんの活動は、どのような分野でも必要なものであったり、実際に存在しているということです。将来都市像で人もまちも輝く笑顔あふれる船橋ということを掲げています。「人もまちも輝く」という点が、市民活動が横断的であるということにも関わっているのかなあと感じます。この13番の市民活動の施策の方向性としては、市民が様々な活動に参加できるように多様な主体が活動しやすい環境づくりや意識啓発を行うとしています。続いて、船橋の協働を取り巻く環境と市民意識についてご説明します。船橋の人口推計ですが、こちらは人口推計調査報告書という令和元年5月の調査に基づくグラフになります。このグラフによりますと、令和15年が人口にピークになって、66.4万人ということで、現状船橋はまだ人口が増えておりますが、約10年もしない中でピークを迎えるという推計になっております。高齢化率は令

和30年にかけて徐々に上昇して、その後横ばいというような推計が出ております。続いて、町会自治会の加入率は、自治振興課よりデータを共有してもらっておりますが、平成28年の75.26%をピークにそこからは減少傾向になっております。続いて、先ほどご紹介したふなばし市民力発見サイトの登録団体数は、平成27年からデータがございますが、令和元年度をピークに減少傾向にあります。特にコロナの影響のあった令和2年度にガクッと下がってそれ以降も減少傾向がございます。総じて申し上げますと人口推計の人口減少予想よりも早い段階で、町会自治会加入率や、発見サイト登録団体数というのはピークを迎えて、減少に転じているということがわかります。続いて、市民活動ボランティアにかかる意識の現状です。令和5年度に市民意識調査というもので、データを取りました。「あなたはボランティアや市民活動をしていますか。または、したことがありますか。」には、1,406名の回答がございましたが、現在参加している方6.8%で、過去に参加したことがある方を含めると2割を超えております。続いて、市民意識の現状2ということで、「どのような条件・状況になれば、市民活動やボランティアに参加すると思いますか。」これは現在参加していない、参加したことがない。と答えた方にお答えいただきましたが、一番大きいのが、「興味を持てる活動があれば」で4割近くを占めており、「短い時間でも可能な時間があれば」が次点となっており、時間に追われた生活というのが少し映し出されている部分もあるかなと思います。続いて、令和6年度に市政モニターという調査を行っております。こちらは588名の回答がございまして、「協働の言葉の意味や概念を知っていますか。」という問いに対して「わからない」と答えたのが5割弱ということで、半分しか知らないと言うべきか、半分の方が知っていると言うべきかといった現状です。「今後のまちづくりにおいて協働は必要だと考えますか」という中では、「必要」「ある程度必要」という回答で8割を超えているという状況です。こういった中で、認識はそんなにない中で、必要だよねと思っている方がかなりの部分占めているという状況です。では続

いて、資料5以降になりますが、富沢の方から協働事業調査について、ご説明させていただきます。

○事務局（富沢主事）

私富沢から毎年実施しております協働事業調査について、説明をさせていただきます。資料5「協働事業の調査結果について」という資料と別紙「市政への参画・協働事業に関する調査要領」と書かれた資料に沿ってお話をいたしますので、お手元にご用意ください。船橋市では、毎年1回、市民と市の協働の推進を図ることを目的として、船橋市における協働事業等の調査を実施しています。調査は全庁を対象としており、令和5年度の調査では住民説明会や公募市民を含む附属機関などの市民の参加を取り入れた事業について調査する「市政への参画」と実行委員会や共催などといった形で市民と協働で実施した事業について調査する「協働事業」の2種類を行いました。では、簡単にはなりますが、資料5「協働事業の調査結果について」及び別紙「市政への参画・協働事業に関する調査要領」に沿って、調査結果を共有させていただきます。先程お伝えをしましたとおり、令和5年度の調査では、2種類の調査をしています。1つ目は、市政への参画に関する調査です。まず、「市政への参画」の用語の定義ですが、本調査では、「市民が自己の意思を市の施策に反映させるために意見を述べ、又は提案すること」と定義づけております。また、具体的な事業形態としては別紙調査要領の1ページ（1）参画の形態という項目のとおり、パブリックコメントの実施、公募委員を含む附属機関の設置など6種の形態の事業を対象として調査をしています。資料5「協働事業等の調査結果について」をご覧ください。令和5年度には、47の事業・取組で市政への参画を取り入れておりました。

参画形態の内訳を棒グラフで示しておりますが、公募委員を含む附属機関が15件、次いで意見交換会が13件という結果になっております。各事業の詳細は、別紙「和5年度市政への参画事業一覧」をご確認いただけますので、後程ご覧いただけますと幸いです。文字が小さく見えづらいかと思いますので、当一覧につ

きましては会議終了後にメールでも共有をさせていただきます。2つ目の調査は、協働事業に関する調査です。協働の定義は、先程矢田からお話しました内容と同内容になりますので、割愛させていただきます。また、具体的な事業形態としては別紙調査要領の3ページ(5)事業形態という項目のとおり、補助金・助成金、後援など7種の形態の事業について調査をしています。資料5「協働事業等の調査結果について」をご覧ください。令和5年度には、250の事業・取組で市民と協働を実施しております。まず、250事業の協働相手ですが、一番多いのが市民団体で127件になっております。次に商工会議所や社会福祉協議会等の公共的団体、町会自治会等の地域団体という順になっています。また、多主体協働については、協働相手が市民団体、企業というように2種類以上の相手と協働していることをここでは、定義づけをしており、全250事業のうち89事業となっております。続いて、協働形態別に見ますと、行政に調査をしておりますので、行政が主体となる事業が44%となっております。その次に、共に主体となる事業が30%という結果になっております。また、多主体協働の場合で見ますと、ともに主体となる事業が49%となり、全250事業の分析時と比較しますと割合が20%ほど高くなっています。続いて、＜3＞事業類型別の分析をご覧ください。全体では、事業協力・ボランティアが最も多く、補助金・助成金、委託・指定管理、実行委員会・協議会の順に多くなっています。これらを主体別に見ていきますと、行政が主体となっている113事業では、事業協力・ボランティア、委託・指定管理が多く占めています。協働先主体の66事業では、補助金助成金が多くを占めています。協働先・行政ともに主体となる事業では、実行委員会・協議会、事業協力・ボランティア、共催の順に多くなっています。最後に、＜4＞総合計画実施計画という項目ですが、回答のあった事業のうち掲載のある事業は26%全体の約1/4の結果となりました。簡単にはなりますが、分析結果の共有は以上となります。

○事務局（矢田係長）

この協働事業調査については、今後の協働の推進に当たっての基礎データになるかと考えておりました。指針の改定に並び、今度どのように活用し推進していくかをご議論いただきたいと思います。最後に、現行指針の課題と今後の推進についてお話いたしますので、資料4の48ページをご覧ください。現行指針の課題の1つ目として、協働を進める方策が描かれていないということです。実は、現行指針の12ページについてお話しておりません。なぜかと申しますと、どう進めていくかということについて、推進計画を定めた上で、具体策を進めていくとしておりますので、指針の中には協働の方策は殆ど描かれていないというのが現状でございます。推進計画は、コロナ等の状況もございましたが、現段階で作成は考えておらず、今後も作成の予定はありません。この指針の改定と併せて、皆様と一緒に議論をしながら、協働について進めて行ければと考えております。続いて、前回改定以降の社会背景の変化や協働の最新動向が反映されていないということです。コロナによる影響や社会背景、価値観などの様々な変化、協働に関する最新動向が現状反映されていないという状況です。協働というものが、時代を経て形や考え方、位置づけが変わってきていることを踏まえ、アップデートしていく必要があると考えております。今後の協働推進の目指す方向性をご覧ください。1つ目に市民力を生かすということで、船橋市の65万の市民力がございます。様々な形でまちづくりに入ってきていただきたいと思います。2つ目に市民力を繋ぐということです。様々な主体がありますが、主体それぞれが繋がっていくことで、協働をつくっていくことが必要になると考えております。3つ目は協働の質を高めるということで、既に多くの市政への参画や協働事業がりますけども、それらがより持続性を高めて高い効果が発揮できるものにしていく必要があります。続いて、53ページの図をご覧ください。1つ目の「市民力を生かす」では、より多くの様々な主体が参加することで、主体が増えたり大きくなっていくイメージです。2つ目の「市民力を繋ぐ」では、

主体同士を繋ぐ水色の矢印を網目のように張り巡らすイメージです。3つ目の「協働の質を高める」では、こうしてできた1本1本の網を強くすることで、協働による結束を強く持続的なものとしていきます。このように、地域や社会における課題（プラスの要素も含めた）やその影響を受ける人たちがとりこぼされないよう、関わる全員でつくっていくというのが、市民協働の目指す姿をこの3つの取り組みで進めていきたいと思っています。協働推進委員会の皆様と一緒により具体的なものにしていきたいと考えていると共に、主体の一つとなっている行政も引き続き、研修であったり推進体制を再構築していく中で、関わっていくような体制を作っていきたいと考えています。ご清聴いただきありがとうございます。ご説明は以上になります。

○事務局

ただ今の説明について、なにか確認がある委員の方はいらっしゃいますか。

○小出委員

資料5の協働事業調査で市政への参画が約50件、協働事業が250件と説明がありましたが、この数は増えているのかそれとも減っているのか、また、将来的になにを目指すかなど具体的な数字があれば教えていただきたい。

○事務局（矢田係長）

協働事業調査に関しましては、これまでは市民活動団体との調査をしてきており、今回のように色々な主体を含めて調査をするようになったのが昨年からになります。かつ、市政への参画を取り入れたのが今年度からということで、新しくこのような形で調査を進めてきているので、推移としては比較ができないということがございます。ただ、市民活動団体との協働事業調査は、徐々に増えてきております。あと目標数値につきましては、協働は1つの手段として位置づけ

ておりまして、何件協働を絶対やるということのKPIは設定しておりません。先ほどの総合計画や実施計画の指標には、こちら含まれていないというふうにご理解いただければと思います。

○田久保委員

市民意識調査の中で矢田係長が5割というのが多いのか少ないのかという話がありましたが、私は、この数字をみて市民の方の5割が協働を知っていることに非常に感動を覚えました。最初の指針づくりに関わった経験がございまして、その時の委員会で、協働が分かりづらいというテーマでお話されていたことを思い出しました。これをもとに市民の方の活動が実りつつあると思えたので、当時を知っている者としては、非常に感動的な数値だと感じました。一方で、市民の方の意識は、半分以上が認識してくださっておりますが、行政職員の意識の現状はいかがでしょうか。

○事務局（矢田係長）

現行の指針12ページに職員の意識の醸成を図っていくという宣言もしております。こちらの指針が策定されて以降、毎年職員研修を実施してきております。主に今後の市の中心を担っていく、中堅職員向けに実施している中では、研修を受けて意識が変わったということや具体的なイメージが沸いたなど、アンケートでお声をいただいております。徐々にですが、当時令和元年度に中堅職員だった方は、今管理職になり浸透している部分はあると感じています。加えて、新採職員向けにも人事課の方で研修をしておりまして、協働の意識醸成を促す研修を実施しております。私どもが感じる肌感としては、まだ1部では担当課や個人のレベル差を感じます。団体さんから協働したいですと話があった時に、抵抗を感じていることもまだ否めないと感じている部分もあり、引き続き意識醸成は必要だと感じております。

○粉川会長

協働事業調査一覧についてですが、調査する時に協働先に関して具体的な団体名を記載しているところと、曖昧に記載しているところがありますが、どういうふうに回答依頼しているか教えてください。

○事務局（矢田係長）

基本的には、具体的に記載いただくように要領に定めており、質問があった際にもそのようにご案内しています。中には具体的ではない回答も見受けられて、全てが同じレベル感で整理できていないのが現状です。

○粉川会長

今後、調査において協働先を全て回答してもらうようにできるのでしょうか。ここにある250からの事例だけでも市内の団体がどう繋がっているか1枚の図に落とし込むこともできます。各所属で全ての協働先の記載をいただければ、より多くの主体がどう繋がっているかがわかるので、もう少し詳細に回答してもらえるのでしょうか。

○事務局（冨沢主事）

依頼の際にそのように明記していれば、回答いただけると思いますので、次回の調査の際に検討させていただきます。

○粉川会長

市民力を繋ぐ為の取り組みということで、行政が関わっていないところでも様々な主体を繋いでいく必要があるという点では、大事な姿勢だと思います。具体的に市民行政のコーディネート力を向上させるという話になった時に、どの団体とどの団体がまだ繋がっていないか、可能性があるかなどを見ていくとき

に、データ化していると情報がわかりやすいためお聞きしました。

○影山委員

協働事業調査について、追加で可能であれば、聞いていただきたい項目があり、主観でいいのですが、関係性が良好と捉えているか、単年度で終わっているか若しくは、継続的な関わりがあるかを拾えるといいのかなと思います。加えて、例えば事業の数値目標を団体と共有をして、適宜モニタリングをしているのかなどを細かく聞けると、今後の推進につながると思うので、もし可能であればご検討いただければと思います。

○事務局（矢田係長）

協働の推進をしていく上で、この調査のデータを活かさない手はないと考えておりまして、継続的にこういった形で進めていくか観測し、今回のように皆様にご意見をいただきながら、この調査自体もアップデートしていければと考えております。引き続きその点は、議論できればと思いますので、貴重なご意見ありがとうございました。

○大間委員

協働調査について、協働先に加えて、何人くらいと実施しているのか、どのくらいの規模で実施しているか数字もあるとイメージしやすいと思うので、ご検討いただければと思います。

○粉川会長

その他、コメントがある委員の方は、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、本日の議題は以上となります。最後に事務局から連絡をお願いします。

○事務局

資料6をご覧ください。令和6～8年度の推進委員会のスケジュール概要です。次回以降の確定したお日にちについては資料中に日付が入っております。市民協働の指針改定については、5月、6月および10月の推進委員会までの行程で、内容を仮確定するスケジュールを組んでおります。その後パブリックコメントなどを経て、皆様の委嘱期間中に最終確定版の報告が出来ればと考えております。今後の流れとしましては、本日の内容を踏まえ、次回5月28日（水）の推進委員会に先立ち、4月下旬を目途に皆様に指針改定の事務局案を提示したいと考えております。この事務局案に対する皆様からのご意見を頂戴した上で、5月の推進委員会で共有したいと考えております。なお、本日の内容についてご不明な点などございましたら、3週間後の4月16日（水）までにご連絡ください。頂いたご質問等の内容を取りまとめて後日皆様に共有いたします。最後になりますが、次回令和7年度第2回の推進委員会は、5月28日（水）の9：30～11：30の2時間を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○粉川会長

その他ありますか。それでは本日の会議は終了です。お疲れ様でした。